

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(1月25日午前6時から2月1日午前6時まで有効)

マスク着用	・屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)
夜間の外出禁止	・午後9時から午前5時までの間、外出は原則禁止(通勤、仕事上の移動、健康上の理由による移動、ペットの散歩を目的とする外出は例外)
郡外・県外移動禁止	・アッティカ県のみ、郡ではなく、県外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋内、屋外、公的、私的な場所を問わない)	・禁止
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客 65%まで ・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助をする者は付き添い1人まで可。 ・バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外。また、介助をする者は付き添い1人まで可。 ・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(職場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必要) ・運転手の 1 人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外 ・フェリーは乗客 50%、キャビン付きは 55%まで
エレベーター・エスカレーター	・必要な場合のみ使用し、乗員 10%まで ・エスカレーターがある場合は、エレベーターは高齢者・障害者のみが使用可
公共サービス(役場等)	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務

	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制 ・テレカンファレンス、テレ面接 ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護に加え、最大限のテレワークが義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制（銀行等一部サービスを除く） ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
裁判所、検察庁、登記所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・1 室に原則 15 人まで ・事務サービスは緊急案件・緊急時のみ、かつ予約制
病院・診療所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・付き添い・訪問者は 1 人まで ・予定手術等は 80% 減少（緊急手術を除く）
高齢者・ハイリスクグループ等の福祉施設、軍事施設	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問者禁止 ・高齢者センター（KAPI）の営業禁止 ・高齢者・障害者用デイケア・サポート等の民間サービスは営業禁止
学校等教育機関（幼稚園・塾等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校は感染対策を講じて登校による授業 ・中高、塾等はインターネット授業（登校禁止） ・高校の入試等、試験を一部例外的に許可
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット授業（登校禁止） ・出頭による試験の禁止（一部例外あり） ・図書室等の運営禁止 ・講演会等の禁止
保育園等、幼児教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じて登校可
バー、ナイトクラブ等の娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止

レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内の営業は禁止(ホテルは、宿泊客に関してのみ可能) ・デリバリー、テイクアウト、ドライブスルーは可(ただし、テイクアウト等はそれ自体を理由として外出してはならない(他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため))
食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)及び薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジの列では2m以上の間隔を保つ。 ・25m²毎に 1 人まで ・営業時間は任意で午前 7 時から午後 8 時までの間(宅配は午前 1 時まで) ・1回の SMS 等による申告で買い物できる時間は2時間以内)
小売店舗、ショッピングセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジの列では2m以上の間隔を保つ。 ・25m²毎に 1 人まで ・営業時間は任意で午前 7 時から午後 8 時までの間 ・キオスクは24時間営業可 ・1回の SMS 等による申告で買い物できる時間は2時間以内)
ライキ(朝市)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・店は互いに5m以上の間隔を保ち、従来の路上使用面積を拡大する。面積拡大が不可能なら、出店数は50%減少。
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m以上の間隔を保つ ・100m²までは4人まで、100m²以上は追加的に25m²毎に1人ずつ追加 ・予約制 ・待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前 7 時から午後 8 時までの間
教会等、宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25m²に1人、かつ最大50人まで、周囲と2m以上の間隔を保つ ・施設敷地外の行進による儀式は禁止

遺跡、博物館等	・屋外・室内施設共に営業禁止
コンサート、演劇等の公演	・禁止(無観客の放映は可)
映画館(屋外・室内含む)	・営業禁止
番組撮影、映画等の収録	・市民保護省からの許可が必要
児童遊戯場(室内)、児童公園等	・営業禁止
スポーツ(競技、練習等) ※下記追加的措置に掲載: https://gga.gov.gr/component/content/article/278-covid/2981-covid19-sports .	・原則として競技、団体練習は禁止 ・屋外施設ではコーチを含む3人までのトレーニングのみ可 ・Super League、Basket League、Champions League & Europa League、国際競技は開催可(無観客) ・屋外スポーツ施設、公園等に留まることは禁止
スポーツジム	・営業禁止
カンファレンス・博覧会等	・禁止
動物園、植物園	・営業禁止
ロッタリー店、ゲームセンター、カジノ等	・営業禁止
スキーコース、キャンプ場	・営業禁止

【共通事項】

- 1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。
- 3 高齢者福祉施設に関しては、利用者の健康状態は毎日監視・報告される。従業員は、5日間以上の休暇から復帰する場合、勤務再開48時間前以内のPCR検査受検義務を負う。
- 4 店舗等の営業時間には、準備や清掃等の時間は含まれない。
- 5 ビデオ等のレンタルショップ、バイクレンタル、タトゥー店等は営業禁止を継続。

6 クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等は除く)。